感染症またはその疑いがあるときは、医師の指示に従い、全快するまで登園させないようにしてください。また、登園時には感染症治ゆ報告書を提出してください。

※感染症治ゆ報告書はコドモンからダウンロードが可能です。

※「感染症治癒証明書」は廃止になりました。

	病名	登園の基準
1	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を
		経過するまで
2	新型コロナウイルス感染症	発症した後、5日を経過し、かつ、症状が軽快した後
		1日を経過するまで
3	百日せき	特有のせきが消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌
		性物質製剤による治療が終了するまで
4	麻しん	解熱した後3日を経過するまで
5	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日
		を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
6	風しん	発疹が消失するまで
7	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が、かさぶたになるまで
8	咽頭結膜熱	主な症状(発熱・咽頭炎・結膜炎)が消退した後2日
		経過するまで
9	結核	医師の許可がでるまで
10	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと
		認めるまで

◎他に腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、溶連菌感染症、ウイルス性肺炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、RSウイルス感染症、突発性発疹、帯状疱疹等があります。その他、集団感染のおそれがある場合、クラス閉鎖があります。

※ 症状により学校医、その他医師において伝染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。